

## 第 1 1 回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第 1 号 (11月10日)	
○議事日程 .....	3
○本日の会議に付した事件 .....	3
○出席議員 .....	4
○欠席議員 .....	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
○事務局職員出席者 .....	4
○開会の宣告 .....	5
○招集者あいさつ .....	5
○議会運営委員長の報告 .....	6
○開議の宣告 .....	6
○会議録署名議員の指名 .....	6
○会期の決定 .....	6
○議案第 249号 町道路線の認定及び変更についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6
○議案第 250号 財産の処分についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7
○議案第 251号 平成 2 2 年度鏡石町一般会計補正予算(第 3 号)についての上程、説明、 質疑、討論、採決 .....	10
○閉議の宣告 .....	16
○町長あいさつ .....	16
○閉会の宣告 .....	17
○署名議員 .....	18

鏡石町告示第46号

第11回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月5日

鏡石町長 遠藤 栄 作

記

1. 期 日 平成22年11月10日 午前11時

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 町道路線の認定及び変更について
- (2) 財産の処分について
- (3) 平成22年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

### 不応招議員（なし）

平成22年第11回鏡石町議会臨時会会議録

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成22年11月10日(水)午前11時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 249号 町道路線の認定及び変更について
  
- 日程第 4 議案第 250号 財産の処分について
  
- 日程第 5 議案第 251号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)

---

本日の会議に付した事件  
議事日程第(1号)に同じ

---

出席議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	木賊正男君
税務町民課長	高原芳昭君	健康福祉課長	今泉保行君
産業課長	小貫忠男君	都市建設課長	円谷信行君
上下水道課長	関根学君	教育課長	吉田賢司君
農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君	会計管理者 兼出納室長	八巻司君

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午前 11 時

### 開会の宣告

議長（今泉文克君） みなさんこんにちは。

ただいまから、第 11 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

---

### 招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） あらためましておはようございます。

本日は、第 11 回鏡石町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げますのは、南町地区工場用地造成工事に伴う町道路線の認定及び変更のほか、同工場用地の前払い契約締結に伴う財産処分に係る議案及び本年 4 月に仙台高等裁判所に控訴いたしました境西団地内宅地不同沈下に関する損害賠償請求に係る判決が、先月 29 日に言い渡されたことに伴う一般会計補正予算の 3 議案であります。特にこのたびの補正予算は仙台高等裁判所において、先月 29 日に判決がありました損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金のほか関係経費の補正予算であります。本事件につきましては、町が昭和 62 年に宅地分譲を行いました境西団地内の宅地において地盤の不同沈下によりアパートと居宅の 2 棟が著しく傾くなどの損害を負わせたことによる損害賠償請求事件であり、平成 19 年 3 月 20 日に福島地方裁判所郡山支部に損害賠償請求提訴され、本年 1 月 26 日に判決が言い渡されたところであります。

町は、判決を重く受け止める一方、これまで訴えてまいりました建築設計及び施行業者の責任については一切触れておらず、土地を分譲した町側の一方的責任に等しい判決内容であるため、建築設計及び施行業者の責任を求め、本年 2 月 3 日の第 9 回臨時議会において控訴の議決をいただき、仙台高等裁判所に対し、控訴を提出し、以来町の考え方をより強く訴えてきたところであります。結果的には今回の仙台高等裁判所の判決は、一審の福島地方裁判所郡山支部の判決が支持され、町側の控訴が棄却されたものであります。

私といたしましては、一つ目は平成 19 年 3 月から 3 年 7 ヶ月の長期にわたる係争事案であり、当該このまま補修されることなく現状のままであり、早期の復旧が必要であること。二つ目には、これ以上長引くことは裁判費用の拡大など、原告、被告の双方にメリットはないこと。三つ目には、町と住民との係争事案であり一日も早く信頼を築くことが信義規則上大切であること。など総合的に判断をし、本判決を受け入れることが双方にとって最良の選択ではないかと考えたところであります。

ご提案しました議案について、ご審議いただきまして議決賜りますようお願いを申し上げます。

### 議会運営委員長の報告

議長（今泉文克君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

11番 菊地栄助君

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

第11回鏡石町議会臨時会議事日程について、ご報告を申し上げます。平成22年11月10日（水）午前11時開会、開議、議事日程、日程番号、件名の順で申し上げます。

〔以下、「議事日程表」により報告する。〕

### 開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。よろしく願いいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、12番 小貫良巳君、13番 円谷 寛君、14番 円谷寅三郎君の3名を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

---

### 議案第249号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、議案第249号 議案第249号の町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第249号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長 圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第249号 町道路線の認定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

今回、認定及び変更となる路線につきましては、南町地区工場用地造成事業に伴います工場用地の敷地、それから道路敷きの計測が確定に伴います道路の新設及び

道路の付け替えによる変更が生じたことによりますところの町道認定及び変更するものでございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を認定及び変更したく、議会の議決を求めるものでございます。

認定路線についてでございますが、路線名笠石515号線、起点南町935番地1、終点南町980番地1、延長216.4m、幅員9.2～15.5m、次に変更する路線でございますが、変更前 笠石203号線、起点が南町389番地3、終点が南町903番地、延長につきましては、725.6m、幅員が2.5～3.15m。変更後になります、路線名が笠石203号線、起点が南町931番地、終点が南町903番地、延長456.6m、幅員が2.5～3.15mでございます。

以上、ご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」声あり〕

**議長（今泉文克君）** これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」声あり〕

**議長（今泉文克君）** これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第249号 町道路線の認定及び変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」声あり〕

**議長（今泉文克君）** ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **議案第250号、上程、説明、質疑、討論、採決**

**議長（今泉文克君）** 日程第4、議案第250号 財産の処分についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

**議会事務局局長（面川廣見君）**〔議案第250号を朗読〕

**議長（今泉文克君）** 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長 小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

**産業課長（小貫忠男君）** ただいま上程されました、議案第250号財産の処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの財産処分につきましては、南町地区工場用地の造成をしておりますが工場用地として大体の契約が整いましたので、このたび地方自治法96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の



規定により議会の議決を求めるものであります。

財産の内容につきましては、議案書2ページからの一覧表をご覧くださいと思います。

土地の所在、地目、地積、南町936番1、田、694㎡から3ページまでございますが朗読については省略させていただきます、3ページの最後、南町1293番、用悪水路、191㎡まで合計54筆。地目につきましては従前地ということで、田が24筆、畑が2筆、雑種地が7筆、公衆用道路が9筆、用悪水路が12筆の54筆でございます。売却予定面積につきましては、合計で30,493.93㎡の内28,409.07㎡、売却方法につきましては随意契約、売却予定価格につきましては324,270,000円、売却先は鏡石町南町389番地 東北旭紙業株式会社 代表取締役社長 小林裕明でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 柳沼俊行君

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

**6番（柳沼俊行君）** 南町の工業団地について、契約をしたいという提案がございました。その中で従前地30,000㎡の内28,000㎡ということ、2,000㎡は前の議案で出た町道部分なのかなと思っておりますが、残地の2,000㎡について説明をお願いいたします。

**議長（今泉文克君）** 質疑に対するを答弁求めます。

産業課長 小貫忠男君

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

**産業課長（小貫忠男君）** 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

従前地と売買する予定地の差額でございますが、ご質問にありましたとおり、一部については新しくできます道路の分、さらには旧工場敷地と新しい工場敷地の間に水路がございます。その水路敷地部分が町有地としてございますので、それらの合計が差額となっております。

**議長（今泉文克君）** ほかに質疑はありませんか。

6番 柳沼俊行君

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

**6番（柳沼俊行君）** そうすると認定路線が議決されて、その部分が2,000㎡ということ。従前の中で変更して廃止する部分がある訳ですね。その部分が約1,000㎡出てくる。270mかける平均3mにして約1,000㎡が廃道になると。廃道の路線については、203号線の従前地ですか、新規に認定される。従前は東北旭紙業の東側からU形に203号線は延びていたわけですが、今度新しい道路が出来ることによって、そこで中断されてそこから203号線。すると従前地の1,000㎡はどのような形で処理されるのですか。従前地の残地で売却するということは十分わかりましたが、確定すればはっきりするでしょうがそのへんのことを伺

っておきます。

**議長（今泉文克君）** 質問に対するを答弁求めます。

産業課長 小貫忠男君

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

**産業課長（小貫忠男君）** 6番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

従前地と売却予定地の差の件についてでございますが、さきほど申し上げましたとおり新しくできる道路分、それから旧工場用地と新しい工場用地の間にできる水路等が今回の予算上げた分となっております。それらにつきましては今後確定測量をしまして、全体面積から売る面積を確定しましてその残りについては町有地という形で、道路とか用悪水路という形で残すということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

**議長（今泉文克君）** ほかに質疑はありませんか。

12番 小貫良巳君

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

**12番（小貫良巳君）** ただいま上程されました議案第250号について質問したいと思っております。財産の処分について、売り渡し価格ですね。単価を地目別にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（今泉文克君）** 質疑に対するを答弁求めます。

産業課長 小貫忠男君

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

**産業課長（小貫忠男君）** 12番議員のご質問にご答弁申し上げます。

従前地の地目別売買単価ということでございますが、今回につきましては、表記上ですね従前地という形になりますが、実際には今後確定測量をしまして、すべて地目変更して合筆をするということでございますので、それぞれの地目ごとの単価は無い。今回売り渡します324,270,000円を28,400㎡で割ったものが平米単価ということになりますので、ご理解願います。以上です。

**議長（今泉文克君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第250号 財産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第251号、上程、説明、質疑、討論、採決**

**議長（今泉文克君）** 日程第5 議案第251号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

**議会事務局局長（面川廣見君）**〔議案第251号を朗読〕

**議長（今泉文克君）** 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

**総務課長（木賊正男君）** おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第251号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、冒頭、町長から招集者挨拶にありましたとおり境西団地に係ります不同沈下裁判の仙台高等裁判所の判決を受けての経費を計上したものでございます。第1条におきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,000千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,429,955千円とするものでございます。

詳細につきましては、8ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

まず2の歳入でございますが、19款諸収入 7項雑入 1目雑入につきましては2,100万円の増額でございます。こちらにつきましては本年2月3日に議決をいただきまして、仙台高裁に控訴の提起をいたしましたが、その際に第一審の判決をうけての強制執行停止のための供託をしております。

そちらの供託金の払い戻しでございます。

次に3の歳出につきましては、2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費においては、37,288千円の増額でございます。内訳につきましては、13節委託料に2,281千円、22節補償補填及び賠償金に35,007千円でございます。

内訳説明欄掲載のとおり、13の委託料では訴訟代理人委任委託料といたしまして2,281千円でございます。そちらにつきましては、建築士によります技術指導、そのほか各種調査、等々の各種調査書の作成を委託しておりますので、そちらの費用となっております。

次に補償補填及び賠償金につきましては、ただいま申し上げましたとおり35,007千円でございますが、こちらはこのたびの判決に基づきます判決の言い渡しの中の29,570,525円並びにあさってまでの利息を計算した中では5,359,991円の利息ということでございます。次に14款予備費 1項予備費 1目予備費につきましては、16,288千円の減額でございます。こちらは財源の調整でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただきまして、議決賜ります ようよろしくお願い申し上げます。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番 根本重郎君

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

1 番（根本重郎君） 1 番の根本であります。

議案第 2 5 1 号について二、三質問させていただきます。ひとつは、9 ページにあります補償補填及び賠償金の額なんですけれども、合算でそれぞれ提示されておりますけれども、もしわかるのであれば補償のほうと賠償金がそれぞれに分かれればお示しいただきたい。

それと判決に出た金額に対して、弁護士と協議はしたと思うがこれが妥当であるのかどうかをどこに確認したのか。あとは、もしこれらを支払った場合には、町民の税金でありますから町民の方々の理解を求めるには、それなりの説明は当然必要かなと思う訳であります。

さきほど臨時全員協議会の中でも詳細に説明はされておりましたけれども、設計あるいは施工に対しての責任というものも当然費用を支払ったあとに、町としては考えていくべきであると思う訳であります。臨時全員協議会の中では、なかなか消極的でありましたけれどもそれらについてどのように考えるかお答えいただきたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対するを答弁求めます。

町長 遠藤栄作君

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3 つほどご質問があったかと思っておりますけれども、2 つ申し上げます。

補償金の額についての妥当性、これについては当然、相手方もそれなりの金額を出してきたと。こちらも訴えている裁判の中で示されたということでもありますのでこれは裁判の指示に従うということでの金額の妥当性ということでもあります。

もう一点の町民への理解、さらには説明ということにつきましては、このあと住民に対する説明、さらに町としましても対策等委員会を作りまして、今後の対応について説明も含め対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（今泉文克君）

総務課長 木賊正男君

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 1 番議員のご質問にお答え申し上げます。

私のほうからは、1 番の賠償金の明細ということでございましたのでご説明申し上げます。このたびの賠償金につきましては、2 審においての判決に基づいた中身でありますけれども株式会社 チトセ分につきましては、賠償金は 1 3 , 5 7 4 , 5 7 8 円でございます。それに対する利息につきましては 2 , 4 6 3 , 8 7 8 円でございます。合わせますと 1 6 , 0 3 8 , 4 5 6 円となります。

次に千歳金属有限会社分でございますが、1 5 , 9 5 5 , 9 4 7 円が判決による賠償金でございます。それらに対します利息につきましては 2 , 8 9 6 , 1 1 3 円になりまして、合わせますと 1 8 , 8 5 2 , 0 6 0 円となるものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 根本重郎君

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

1 番（根本重郎君） 再質問させていただきましても、さきほど質問したのは補償、たとえば建物を直すとかが補償だと思うんですね。賠償というのは別個、いろいろな精神的なものとかあると思うんですけども、それらを別々にあるのか。

合算として、例えば1800万円等ありますけども合算としてあるので、利子は利子として分かっているので、そうでなく、補償補填と賠償金と別個に提示されるのかどうか。合算としてしか出てない。

それとこの企業に対して1審と同じ位の額だと思いますけども、この金額に対して裁判所が出した金額に対して弁護士と打ち合わせして、この金額に対して妥当かどうか、あるいはそのことに上告するかどうかを考えたことがあるのかどうか。

もう一つは、この前も臨時全員協議会の中で何人かの方からいろいろと出てましたけれども、これからも同じ地区あるいはほかの地区でも、同様な係争が出た場合に裁判をしなくても損害というものがはっきり分かれば、裁判をしなくてもそれに対して町側として補償をするのかどうかを確認しておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（今泉文克君） 質疑に対するを答弁求めます。

総務課長 木賊正男君

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回のさきほど申しあげました賠償金につきましては、判決によります、いわゆる補償、補填すべて入っておる請求金額でありますので、合算ということでご理解いただければと思います。

それから金額についての妥当性については、さきほど町長からありましたとおり裁判所の判決に従っての金額でございますので、そちらについては裁判所のほうに従うとの表明でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから同地区についての同様な症状が出た場合の補償の仕方ということになると思いますが、これにつきましては、さきほど臨時全員協議会の中でも町長のほうから話がありましたとおり、それぞれの個別案件でございますので、それぞれに原因調査をしながら、その結果に基づいての考えかたになってくるのではないかと思います。以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかにありませんか。

8 番 木原秀男君

〔8 番 木原秀男君 登壇〕

8 番（木原秀男君） 8番木原でございます。

ただいま上程された件について、質問します。

いろいろ臨時全員協議会で出ましたが、なぜこれだけ長引かしたかの原因、そしてあとひとつの原因としては、わかりませんが、あまり弁護士さんの話を信じたのではないかというふうな私の考えなんですけども、ここまできたら最後まで、あとどのくらい経費がかかるのかわかりませんが、お答えになっていただけなかったということで、最後まで闘う気はないのでしょうかということが聞きたい

ですね。よろしくをお願いします。

**議長（今泉文克君）** 質疑に対するを答弁求めます。

町長 遠藤栄作君

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

**町長（遠藤栄作君）** 8番議員のご質問にご答弁申しあげます。

この長引いた原因、私も直接携わらなかったということもありますけれども、中身を見ていきますと、全員協議会でも申しあげましたように、1審の中で立証するそういったものはどうだったのかな。そういったものについては、内部でも検証して、その意識の中で出来る限り立証すること、いわゆる訴えられたことについての反論をどうするか、ということについてしっかりと検討した中で、当初はやったと思うんですけども、それについてはもう一回検証しながら今後の役に立てることができればと考えております。

それから最後まで闘うのかとのことでありますけれども、これについては、臨時全員協議会でも申しあげましたように、あと2日のなかでの判断ということであり、そのなかで本当に立証できるかできないかについては、現時点では総合的に判断しますと、私はできないと考えております。

そういうなかで、これまでの2審の判決に従うということであり、

ただ、そうなりますと当然、相手方の補償、継続調査等もござい、そういう中で相手方の協力が得られるのかどうか等も含め、それよりも今回前向きな中で、これから同じような問題が出てくる、そういう部分でもう一歩進んだなかでの対応、安全安心という立場から考えて行くほうが、町にとってもよいのではないかと考えると、いろいろな面で考えて行きたいなということであり、

よろしくお願いたします。

**議長（今泉文克君）**

8番 木原秀男君

〔8番 木原秀男君 登壇〕

**8番（木原秀男君）** 再質問させていただきます。

たしかにね、検証し、また検討という言葉はだいぶお使いですけども、やはりもっと中身が大事だということです。

今までもいろんな事例を見てきましたけれども、検討するという言葉をたびたび聞かれておりますけれども、果たして、本当に検証して反省しているのかな。

ですから具体的に早急にこのようなことが出来たとすれば、やはり早急に立ち上げて、今後本当に安全安心な町づくりに向かっていくのかどうか、という固い決意をですね、本当にまた検討しますとか検証しますとか言う言葉は聞き飽きてます。

本当の中身を自分らで検討する場を立ち上げていただいて、二度とこのようなことがないようにということが私の強い希望です。

**議長（今泉文克君）** 質疑に対するを答弁求めます。

町長 遠藤栄作君

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

**町長（遠藤栄作君）** 8番議員の再質問にご答弁申しあげます。

いずれにしても、これからこういった中身で、同じようなケースが出てくる

かもしれません。

相手の申し立てについては、しっかりと立証する。どこが、どちらが要因なのか、そういったものについては第三者の意見を聞いて対応していきたい。

これは起訴問題でも同じでありましょうけれども、起訴問題については、第三者の調査をしながら対応していきたいと考えております。

議長（今泉文克君） ほかにありませんか。

10番 深谷壮一君

〔10番 深谷壮一君 登壇〕

10番（深谷壮一君） 10番深谷です。

今回の訴状につきまして、町が完敗ということで私も非常に残念に思っております。町の税金、この血税3,000万円ちかく出るということは、全員協議会のなかでも闘ったということ伺いました。

敗訴の原因につきまして、どうだったのか。今までも数回議論されておりますが2月の時に一審で敗訴した。高等裁判所にもっていくという段階において、滝田弁護士、町の指定弁護士ということで、弁護士の選定が町だからこそ滝田弁護士を使わなければならないというような状況、私もこの件につきまして、ひとつの敗訴の中に、昔とか時効とかを常々滝田弁護士は使っております。

これらは幾度として、最初から負けるような状況へもっていったんではないか。

どうもその辺が私は合点がいかない。そして、製造物責任法というものを取り出している。これがネックで、それが最近であるかどうかという質問をしましたけれどもこれはある程度、国の法を納得をしているというようで、今回は初めてこういう状況になったんじゃないというのを私も思っておりますから、どうしても、そうなるっていうのが取り払えない。

そこで今後の裁判というものは、弁護士というものによるので、どのような選定をしていくか伺いたい。

議長（今泉文克君） 質疑に対するを答弁求めます。

町長 遠藤栄作君

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 10番議員のご質問にご答弁申しあげます。

上告する段階のことについては、それぞれの担当課において一生懸命されたと思っておりますけれども、これらについては、当時私は携わっていなかったわけですから、そういう中では判断はなかなかできないと思います。

いづれにしましても、お話にありました弁護士の問題、これは町の顧問弁護士ということでございます。

そういうなかでは、内部的に弁護士任せということでもなくて、町自体としても反論、立証するためのことについては、弁護士の意見は勿論でしょうけれどもそれ以外の部分のいろんな面での情報を収集したなかで、弁護士と話し合いながら進めることがこれからの対応としていきたいと考えております。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

**議長（今泉文克君）**

まず、原案に反対の発言を許します。

反対の発言無しでよろしいですね。

次に、原案に賛成の発言を許します。

13番 円谷 寛君

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの議案第251号 一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

本件は多々ありましたように町が訴えられた裁判で、仙台高裁で敗訴の判決を受諾するための費用であります。

町が大変厳しい財政事情のなかで、大変残念な支出であります。私は、やっぱりやむを得ない費用ではないかということで同意をしたいと思うわけであります。

町長のあいさつや答弁のなかにもありましたように、この案件は、町の販売した土地に関するものであり、町民との間の係争なので一日も早い決着が望まれるということでもあります。

と申しますのは、今後町はたくさんの土地を町内町外を問わず買ってもらわなければならない。そういう立場にある訳ですね。駅東開発というものがございます。

その場合において、何か瑕疵があった場合、その裁判をどこまでも闘うんだということが、町のイメージを非常に大きく傷つけるのではないかと考え、これからは裁判で何でも決着をつけるという作風でなく、町に本当に瑕疵があるのかを執行も議会も真剣に考え検討し、調査して、どうしても町としてやらなくてはならないという場合は裁判もやむを得ないが、できるだけ話し合いのなかで解決するような作風というものを作っていくきっかけにしなければならないのではないかと。教訓にしなければならないと思います。

そう言う点で今、深谷議員などからも2月の控訴の論議がありましたけれども、私その時ですね、前町長の木賊政雄氏に対して、この裁判勝てる見込みがあるのかと質問しました。前町長は、やってみなければ分からないと私に回答したんです。

しかし、実際にやる場合の裁判というのは、七分どおり勝てるという見通しのないものはやるべきではない。費用がこのようにかかるわけですから、まして今、超低金利の時代のなかで、5%という高利率で引き延ばせば延ばすほど高い金利を負担するわけですから、やるべきではないと言ったが、前町長はそういう意見に耳を貸さず、仙台高裁に控訴をしたわけです。

仙台高裁で破れても、更にという意見も出たが、私はそれはあり得ないと思います。最高裁というのは、事実審理はやらないのです。ですから、法律の解釈と変更箇所などをすり合わせるというのが最高裁の任務です。これは最高裁にいつて闘う案件ではないということをお我々は考えて、この案件は是非受諾をしていかなければならない。

我々議会人としても非常に謙虚に反省しなくてはならないのは、安易にこういう



案件を十分論議をしないまま、検討をしないままに、常に多数決で議決をしてしまう。そういう議会の作風が、今回災いしたのではないかと思う。ですから議会のなかでもっと真剣にこの問題を調査検討して、場合によっては弁護士のアドバイスなどを受けながら、十分検討したうえで、これからこういう事案には対処をしていかなければならない。そういう反省を我々議会の反省も含めて、みんなでこれからの町づくりにあたっていきたい。

そういうことから、議会のあり方、まちづくりのあり方を含めて、この案件を生かしていくように努力をしていかなければならないという期待を込めて、この補正予算に賛成をしたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第251号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「起立多数」〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

---

### 町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。

町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、3議案とも原案のとおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。

ただいま、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にそれを尊重し、町政執行に遺憾無きを期してまいりと考えております。

とくに今回は、境西団地における宅地不同沈下の仙台高等裁判の判決を受けての重要な議案となり、町といたしましても住民福祉の向上と公共の利益を最優先に考えたいという判断でありましたが、議員各位にはそれぞれの立場からのご意見誠にありがとうございました。

12月議会定例会を控え、公私ともにご多用のところとは存じますが、議員各位には、今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申しあげ、閉会のご挨拶

拶といたします。  
ありがとうございました。

---

**閉会の宣告**  
**議長（今泉文克君）**

これにて、第11回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時56分

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表 .....	1
町長提出議案 .....	2
議案第 249号 町道路線の認定及び変更について .....	2
議案第 250号 財産の処分について .....	3
議案第 251号 平成 2 2 年度鏡石町一般会計補正予算（第 3 号） .....	5

## 議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案第 249号	町道路線の認定及び変更について	22. 5.21	可決
議案第 250号	財産の処分について	22. 5.21	可決
議案第 251号	平成 2 2 年度鏡石町一般会計補正予算（第 3 号）	22. 5.21	可決